

## 長崎県西海市江島沖における協議会（第3回）

### ○日時

令和4年5月31日（火） 14時00分～16時00分

### ○場所

西海市オリーブベイホテル [牡丹]  
(一部の構成員はWEB会議形式にて参加)

### ○参加者

経済産業省資源エネルギー庁風力政策室 石井室長  
国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター 榊原所長  
長崎県産業労働部 松尾部長  
農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課 森田計画官  
西海市 杉澤市長  
西海大崎漁業協同組合（江島漁業権管理委員会） 柏木理事（会長）  
西海大崎漁業協同組合 小山代表理事組合長  
大瀬戸町漁業協同組合 本木代表理事組合長  
西彼海区漁業協同組合会長 柏木会長  
長崎県旋網漁業協同組合 柳村専務理事（欠席）  
崎戸商船株式会社 木原代表取締役  
NTTワールドエンジニアリングマリ株式会社マリオペレーション部 田島課長  
九州電力送配電株式会社配電部配電建設グループ 植松副長  
長崎総合科学大学 池上学長（座長）  
東京海洋大学 松山名誉教授  
一般社団法人海洋産業研究・振興協会 中原顧問  
環境省大臣官房環境影響審査室 豊村室長補佐（オブザーバー）

## ○議題

- (1) 事務局報告事項について
- (2) 本協議会意見のとりまとめについて

## ○議事概要

- (1) 事務局報告事項について
  - 長崎県（事務局）より資料3について説明。
- (2) 本協議会意見のとりまとめについて
  - 経済産業省（事務局）より資料4、資料5について説明。

## 長崎県

- 昨年度より開催された2回の協議会において、漁業との共生、地域経済の振興、環境・景観との両立の重要性などについて説明し意見を述べてきた。今回、第3回の協議会で意見のとりまとめに至ったことに対し、構成員各位に深く感謝する。このとりまとめ案には構成員の意見として挙げられた留意事項が十分反映されており、県として賛同する。
- 今後、国において促進区域の指定、公募占用指針の策定、事業者の選定とプロセスを進めていただくことになるが、本協議会の意見を十分に理解する事業者が選定されることが、地域との共存共栄の実現に向けて最も重要である。
- 当該海域の洋上風力発電事業と地域の資産の両立による、地域の新たな価値の創造、並びに、西海市が全国に先駆けたカーボンニュートラルのまちとなるよう、市とも連携していきたい。

## 西海市

- 江島沖の洋上風力発電事業は、西海市の政策目標である「脱炭素社会に向かうまち」におけるアドバンテージであると考えている。当市は、令和3年6月に、ゼロカーボンシティにチャレンジすることを正式に表明している。カーボンニュートラルを目指す企業の投資を誘導できるよう、本市の地域資源を最大限に活かす取組を展開しており、西海市全体で2050年の脱炭素社会の実現に向けて、全力で取り組んでいく。
- これまでの2回の協議会の中で、環境への配慮や、漁業等との共存共栄、さらには江島との共存共栄の重要性について提案してき

た。とりまとめ案には、これまでの協議会での議論や、島民や漁業関係者、航路事業者の意見が反映されている。

- 今後も事業化に向けた指導をいただきたいと思っている。江島沖において洋上風力発電が実現すれば、地元企業のビジネスチャンスとして、新産業の創出や地域産業の活性化により、雇用促進や移住・定住による将来にわたるコミュニティの継続が期待できると考える。洋上風力発電は長期的な事業であるので、市としては漁業者や地域住民にとって信頼できる事業者が選定され、1日も早く発電が開始されて日本の再生可能エネルギー導入促進の一助となることを強く望んでいる。

### 東京海洋大学

- とりまとめ案には具体的な内容が書かれている印象を持った。「4. おわりに」には江島の将来像が書かれており、分かりやすい。出捐金の算出方法では、これまでのものとは異なるものが示されているのも興味深い。
- 協議会で環境配慮事項として意見を述べた「振動」や「海洋環境」を入れていただいた。当海域は潮流が大きい場所であるため、構造物の設置により周辺に色々な現象が発生する可能性がある。浅海域での着床式の施設では、波の影響により構造物の基礎部分が洗掘されたり砂の移動が発生したりする。長期的には、躯体に付く付着生物の死骸が環境汚染として影響を及ぼすことを考える必要もある。「海洋環境」はその意味で重要である。一方で、発電施設には漁礁効果が期待されるが、単なる蛸集となって生物増殖の機能とはならない可能性もある。いずれは生物生産の場となることの検討も期待したい。

### 経済産業省（事務局）

- 出捐金については、とりまとめ案 3. (2)⑥に示している。今回は供給価格によらず設備容量により決まることとし、他の補助金制度などを参考に kW あたりの単価を 250 円とした。このような算出方法をとることにより、事業者の提案供給価格の差異により出捐金に大きな差が生じることがなくなるとともに、地元にとっては基金への予見性が高まることになる。

### 海洋産業研究・振興協会

- 法定協議会による意見とりまとめは、他の区域のそれとほぼ同じ構成でとりまとめられており、全体の流れを把握できてわかりやすい。今回のとりまとめ案では、3. (2) ②に「日本の離島振興モデルとなることを目指して」との記述があるのが特徴的である。また、「4. おわりに」という項目が加えられていることも今回の特徴となっている。事業者はこの記述を踏まえて事業計画を立てるべきということを、現段階で示すことができていることは評価できる。出捐金算出方法については、是非地元の皆様のご意見を聞いてみたい。

#### 長崎総合科学大学（座長）

- とりまとめ案に記載された「4. おわりに」は特に高く評価したい。

#### 西海大崎漁業協同組合（江島漁業権管理委員会）

- 基金に関する内容は評価する。また、「4. おわりに」にこれまでの意見が十分に示されている。

#### 西海市

- 出捐金が発電量から算出され、供給価格の変動に左右されない形となったことは評価したい。江島の生活や漁業の現状は厳しいものであるが、これを改善して持続可能なものにするのがこの洋上発電プロジェクトである。「4. おわりに」に明記された「スマートアイランド化」を評価する。またこれによりビジネスチャンスが生み出されることも高く評価する。

#### 長崎総合科学大学（座長）

- 3. (7) に、「協議、情報共有を行うべき事項が生じた場合、本協議会を開催し、協議や情報共有を行う」との記述がある。今後、事業が動き出した後の過程においても、協議会が開催されることになる。これは、本事業を協議会構成員で見守っていかうということである。

#### 西彼海区漁業協同組合長会

- 基金という仕組みは使いづらいものが多い。今回の場合、どのような時に使えるのかが知りたい。

### 経済産業省（事務局）

- 基金の設置場所や運用に係るルールはこれから整備していくことになる。使いにくい形になることは避けなくてはならないが、一方で公平性・公正性・透明性の確保は重要である。このことは3. (2) ⑧に示されている。また、基金の設置者は、基金の台帳を備え付けること、定期的に外部監査を受けること、基金の運用状況を協議会に報告することで透明性を確保する旨が⑨に示されており、これらを守りながらどのように基金を運用しているかはこれからのルール整備となる。

### 海洋産業研究・振興協会

- 基金をどのように運用し、どこに置くかは重要な事項である。とりまとめ案には財団法人の設置が例示されているが、いずれにしてもどのような形で使い道を意思決定するか、意思決定の場をどのように設けるかをこれから検討していくことになる。例えば基金の中に運営委員会や理事会を設け、最終的には総会で決定といった形などの制度設計が必要になる。意思決定の場には、直接的な利害関係者である船舶関係者や漁業関係者だけでなく、住民代表や商工会議所、観光関係、さらには事業者も含まれるべきと考えるが、どのような顔ぶれでどのように意思決定していくか皆で工夫して決めていくことが必要である。

### 経済産業省（事務局）

- 事業者には、とりまとめに書かれている事項を守っていただいた上で、ルールを作っていくことになる。基金及び基金を活用した共生策については、3. (2) ⑤から⑨までに示されている。基本的に協議会の構成員は利害関係者であり、このとりまとめの意思決定者でもある。このメンバーにより、基金の使い方や設置場所など、具体的なルール整備を進めていくことになる。

### 崎戸商船株式会社

- 船舶の運航の立場からは、工事中及び完成後の安全運航が最も大事であるが、とりまとめ案には第1回・第2回の協議会で述べた意見が盛り込まれている。

### 海洋産業研究・振興協会

- 環境影響調査について、3. (2) ⑩に漁業影響調査を少なくとも工事の1年前から開始すべきこと、調査結果として事業者の責によって影響が認められた場合には関係者と協議の上で必要な措置をとるべきことが書かれている。記述内容はこれで良いと考えるが、種々の影響があり得ることを考えると、工事の1年前から開始するという部分だけに捉われるのではなく、事業実施期間中、漁業影響調査だけでなく、環境影響調査も一定の期間ごとに実施し、協議会に報告したうえで、問題があれば解決策を考えていくというように読み取るべきである。これは、意見とりまとめ案の変更ではなく、議事録として残す形で良い。

#### 経済産業省（事務局）

- とりまとめの内容は事業者の公募要領の一部となり、その内容は事業者に履行してもらおうものとなる。地域との共存や地域の発展に向けての方向性、いわば羅針盤を示すことが大事である。事業者には共生策に対する具体的な提案を出してもらい、これを守ってもらうことになる。そのような観点から「4. おわりに」を新たに明記したものである。そして、事業者が決まった後は、事業者も協議会のメンバーとなって協議会は継続していく。協議会のメンバーは共生策も含めて事業の実施状況をしっかり見守っていただき、改善すべき点があれば改善点を求めて監督していくことになる、国も協議会のメンバーなので、引き続き一緒に伴走していく。

#### 長崎総合科学大学（座長）

- とりまとめ案に対する修正意見は無かったものと判断する。促進区域指定の手続きを進めていただきたい。また、協議会は、今後、必要に応じて開催していく。

以 上